ライフワンカード　定型約款　変更履歴

【改定日：令和７年８月１日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
書類名称	《よこしん》ライフワンカード申込書兼当座貸越契約書兼ローンカード発行依頼書（兼保証委託申込書兼保証委託契約書）	《よこしん》ライフワンカード申込書兼当座貸越契約書（兼保証委託申込書兼保証委託契約書）	利用申込書兼当座貸越契約書とローンカード発行依頼書の一体化に伴い、名称を変更しました。
前文	私は、三井住友カード株式会社の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「三井住友カード株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、《よこしん》ライフワンカード契約規定の各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。また、本契約が締結された場合、《よこしん》ライフワンカードローンカードを発行して登録住所へ郵送することを併せて依頼します。	私は、三井住友カード株式会社の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「三井住友カード株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、《よこしん》ライフワンカード契約規定の各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。	利用申込書兼当座貸越契約書とローンカード発行依頼書の一体化に伴い、カード発行依頼の文言を追記しました。
《よこしん》ライフワンカード契約規定 第２条５項	第２条（取引方法） ５．借主は、自動機における初回の取引時には、金庫から送付される仮暗証番号を使用して取引するとともに、直ちに任意の暗証番号に変更するものとします。	【新設】	利用申込書兼当座貸越契約書とローンカード発行依頼書の一体化に伴い、仮暗証番号および暗証番号の取り扱いについて追記しました。
契約日	申込日	契約日	お客様のご記入日を記載いただく運用へ変更したことに伴い、欄の表示を変更しました。

【改定日：令和６年４月１日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
宛名	横浜信用金庫・三井住友カード株式会社　御中	横浜信用金庫・ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社　御中	保証会社であるＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社が三井住友カード株式会社に社名変更したため
前文	私は、三井住友カード株式会社の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「三井住友カード株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。	私は、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。	

【個人情報の取扱いに関するご注意】②	詳細内容は「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「三井住友カード株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	詳細内容は「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	
《よこしん》ライフワンカード契約規定第５条１．（２）	保証料は金庫が金庫所定の方法により三井住友カード株式会社（以下、「保証会社」という）に支払うものとします。	保証料は金庫が金庫所定の方法によりＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下、「ＳＭＢＣＦＳ」という）に支払うものとします。	
《よこしん》ライフワンカード契約規定第２１条	１．第 10 条または第 11 条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、保証会社に対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 ２．保証会社が借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、保証会社に返済するものとします。	１．第 10 条または第 11. 条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、ＳＭＢＣＦＳに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 ２．ＳＭＢＣＦＳが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、ＳＭＢＣＦＳに返済するものとします。	
〔 横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項 〕第１条２．(14)	三井住友カード株式会社（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	

【改定日：令和２年８月１１日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
宛名	横浜信用金庫・ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社　御中	横浜信用金庫・株式会社セディナ　御中	保証会社である株式会社セディナがＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社に社名変更したため
前文	私は、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社~~（以下、「ＳＭＢＣＦＳ」という）~~の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。	私は、株式会社セディナ（以下、「セディナ」という）の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「株式会社セディナにかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。	
【個人情報の取扱いに関するご注意】②	詳細内容は「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	詳細内容は「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「株式会社セディナにかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	
〔 横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項 〕第１条２．(14)	ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	株式会社セディナ（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	
《よこしん》ライフワンカード契約規定第５条１．（２）	保証料は金庫が金庫所定の方法によりＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下、「ＳＭＢＣＦＳ」という）に支払うものとします。	保証料は金庫が金庫所定の方法により株式会社セディナ（以下、「セディナ」という）に支払うものとします。	
《よこしん》ライフワンカード契約規定第	１．第 10 条または第 11 条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、ＳＭＢＣＦＳに対して残債務全額の	１．第 10 条または第 11. 条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、セディナに対して残債務全額の返	

２１条	返済を請求することができるものとします。 ２．ＳＭＢＣＦＳが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、ＳＭＢＣＦＳに返済するものとします。	済を請求することができるものとします。 ２．セディナが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、セディナに返済するものとします。	